二　二兆二千三百三十四億円に当該道府県の控除前財源不足額（この条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額から前号に掲げる額を控除した額が基準財政収入額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この条において同じ。）を各道府県の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

三　九千七百二十億円に当該市町村の控除前財源不足額を各市町村の控除前財源不足額の合算額で除して得た割合を乗じて得た額

附則第六条の三第二項中「前項」を「前項第一号」に改め、同条に次の二項を加える。

3　控除前財源不足額については、当該地方団体の財政力指数（基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前三年度内の各年度に係るものを合算したものの三分の一の数値をいう。）に応じ、総務省令で定めるところにより、補正することができる。

4　都にあつては、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定したこの条の規定の適用がないものとした場合における基準財政需要額の合算額からその全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した額の合算額を控除した額が、その全区域を道府県とその特別区の存する区域を市町村とそれぞれみなして算定した基準財政収入額の合算額を超える額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をもつて、総務省令で定めるところにより、その控除前財源不足額とする。

附則第六条の三を附則第六条の二とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第十二条第四項関係）

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単位費用
道府県	一　警察費	警察職員数	一人につき　九、一九一、〇〇〇円
	二　土木費		
	1　道路橋りょう費	道路の面積	千平方メートルにつき　一五三、〇〇〇
		道路の延長	一キロメートルにつき　二、一六七、〇〇〇
	2　河川費	河川の延長	一キロメートルにつき　一八〇、〇〇〇
	3　港湾費	港湾における係留施設の延長	一メートルにつき　三〇、五〇〇
		港湾における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、一三〇
		漁港における係留施設の延長	一メートルにつき　一二、七〇〇
		漁港における外郭施設の延長	一メートルにつき　六、〇七〇
	4　その他の土木費	人口	一人につき　一、七六〇
	三　教育費		
	1　小学校費	教職員数	一人につき　六、七五五、〇〇〇
	2　中学校費	教職員数	一人につき　六、八〇七、〇〇〇
	3　高等学校費	教職員数	一人につき　七、四七五、〇〇〇
		生徒数	一人につき　六八、一〇〇
	4　特別支援学校費	教職員数	一人につき　六、七〇六、〇〇〇
		学級数	一学級につき　二、五四三、〇〇〇
	5　その他の教育費	人口	一人につき　一、九二〇
			二四八、〇〇〇
		高等専門学校及び大学の学生の数	一人につき　二五八、四〇〇
		私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき　七、四三〇
	四　厚生労働費		
	1　生活保護費	町村部人口	一人につき　一〇、八〇〇
	2　社会福祉費	人口	一人につき　一二、二〇〇
	3　衛生費	人口	一人につき　四九、二〇〇
	4　高齢者保健福祉費	六十五歳以上人口	一人につき　九七、四〇〇
		七十五歳以上人口	一人につき　六〇七
	5　労働費	人口	一人につき　一一七、〇〇〇
	五　産業経済費		
	1　農業行政費	農家数	一戸につき　四、九七〇
	2　林野行政費	公有以外の林野の面積	一ヘクタールにつき　一五、二〇〇
		公有林野の面積	一ヘクタールにつき　三一三、〇〇〇
	3　水産行政費	水産業者数	一人につき　二、三四〇
	4　商工行政費	人口	一人につき　七、二八〇
	六　総務費		
	1　徴税費	世帯数	一世帯につき　一、二二一、〇〇〇
	2　恩給費	恩給受給権者数	一人につき　七三一
	3　地域振興費	人口	一人につき　九五〇
	七　災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債に係る元利償還金	千円につき